

令和5年4月26日

告示

当財団は、一般財団法人日本ボクシングコミッション理事会の決定に基づき以下の制裁規定の改訂及び倫理委員会規程の改訂を定める。

一般財団法人日本ボクシングコミッション

記

制裁規程

第1条（総則）

- 1 JBC は、JBC 試合ルール第8条にもとづき、倫理規程および制裁規程を定める。
- 2 本規程は、すべてのライセンス所持者（JBC からライセンスの交付を受けた者。以下同じ）に適用される。

第2条（制裁処分）

ライセンス所持者が次の各号のいずれかに該当する行為（以下「規律違反行為」という。）をおこなった場合には、本規程に基づき制裁処分を科す。

- ①JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したとき。
- ②JBC の指示命令に従わなかったとき。
- ③ボクシング界の秩序、風紀を乱したとき。
- ④刑罰法規に抵触する行為をおこなったとき。
- ⑤方法の如何を問わず公式試合の結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したと認められたとき。

第3条（制裁処分の種類）

制裁処分の種類は、次の通りとする。

- 1 ボクサーに対する制裁処分
 - ①厳重注意
 - ②戒告
 - ③制裁金
 - ④没収
 - ⑤ライセンスの停止
 - ⑥ライセンスの取り消し
- 2 ボクサー以外のボクシング関係者に対する制裁処分
 - ①厳重注意
 - ②戒告

- ③制裁金
 - ④没収
 - ⑤ライセンスの停止
 - ⑥ライセンスの取り消し
- 3 試合役員に対する制裁処分
- ①厳重注意
 - ②戒告
 - ③謹慎
 - ④降格
 - ⑤ライセンスの停止
 - ⑥ライセンスの取り消し

第4条（制裁処分の決定）

理事長は、ライセンス所持者の規律違反行為に対して、第3条に定める制裁処分をすることができる。

第5条（制裁処分の決定手続）

- 1 理事長は、ライセンス所持者が規律違反行為をおこなったと想料する場合には、迅速にその事実関係を調査し、倫理委員会に規律違反行為の認定並びに規律違反行為を認定する場合の制裁処分の種類および内容を諮問しなければならない。
- 2 理事長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規律違反行為の認定または制裁処分の種類もしくは内容を倫理委員会に諮問する必要がないと認める場合には、倫理委員会の諮問を経ずに、制裁処分をすることができる（ただしこの場合は、可及的速やかに倫理委員会にその旨を報告しなければならない）。
 - ①厳重注意又は戒告の処分をする場合
 - ②次に掲げる全ての要件を満たす場合
 - a JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したことが明らかと認められること
 - b JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に当該違反に対して課すべき制裁処分の種類および内容が定められていること

第6条（ライセンス無期限停止の解除）

- 1 ライセンス無期限停止の処分を受けた当事者は、処分開始日から2年を経過した後、下記の手続きにより、解除の申請をおこなうことができる。
 - ①当事者は、申請書類（解除の嘆願書、活動状況報告書）をJBCに提出する。
 - ②理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会委員長に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。
 - ③倫理委員会は、解除につき答申をする。
 - ④理事長が審議の上、解除につき決定をする。
- 2 解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。
- 3 解除が留保された当事者は、再度、解除申請をおこなう事ができる。

第7条（ライセンス申請資格の回復）

- 1 ライセンスの取り消しの処分を受けた当事者は、処分開始日から 5 年を経過した後、次に掲げる手続により、ライセンス申請資格の回復の申請を行うことができる。
 - ①当事者は、申請書類（申請資格の回復の嘆願書、活動状況報告書）を JBC に提出する。
 - ②理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会委員長に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。
 - ③倫理委員会は、ライセンス申請資格の回復につき答申をする。
 - ④理事長が審議の上、ライセンス申請資格の回復につき決定をする。
- 2 ライセンス申請資格の回復が認められた当事者は、資格審査委員会規則第 2 条にかかわらず、ライセンス申請資格の回復が認められた日からライセンスの申請をすることができる。

第8条（再審議）

- 1 制裁処分を受けた当事者は、十分な反証を有する場合に限り、JBC へ再審議を請求することができる。
- 2 前項の再審議の請求は、処分の通知を受けた日から 14 日以内にしなければならない。
- 3 理事長は、第 1 項の請求にもとづいて倫理委員会に再諮問をし、再答申を要請する。
- 4 再審議の請求に対して出された理事長の決定は最終的なものとする。

制裁規程の改定箇所（変更箇所は、下線太字）

旧	新
第 6 条（ライセンス無期限停止の解除）	第 6 条（ライセンス無期限停止の解除）
1 ライセンス無期限停止の処分を受けた当事者は、処分開始日から 2 年を経過した後、下記の手続きにより、解除の申請をおこなうことができる。 <ol style="list-style-type: none">①当事者は、申請書類（解除の嘆願書、活動状況報告書）を JBC に提出する。②理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。③倫理委員会は、解除につき<u>審議・答申</u>をする。④理事長が審議の上、解除につき決定をする。	1 ライセンス無期限停止の処分を受けた当事者は、処分開始日から 2 年を経過した後、下記の手続きにより、解除の申請をおこなうことができる。 <ol style="list-style-type: none">①当事者は、申請書類（解除の嘆願書、活動状況報告書）を JBC に提出する。②理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会<u>委員長</u>に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。③倫理委員会は、解除につき答申をする。④理事長が審議の上、解除につき決定をする。
2 (省略)	2 (省略)
3 (省略)	3 (省略)
第 7 条（ライセンス申請資格の回復）	第 7 条（ライセンス申請資格の回復）
1 ライセンスの取り消しの処分を受けた当事者は、処分開始日から 5 年を経過した後、次に掲げる手続により、ライセンス申請資格の回復の申請を行うことができる。 <ol style="list-style-type: none">①当事者は、申請書類（申請資格の回復の嘆願書、活動状況報告書）を JBC に提	1 ライセンスの取り消しの処分を受けた当事者は、処分開始日から 5 年を経過した後、次に掲げる手続により、ライセンス申請資格の回復の申請を行うことができる。 <ol style="list-style-type: none">①当事者は、申請書類（申請資格の回復の嘆願書、活動状況報告書）を JBC に提

	<p>出する。</p> <p>②理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。</p> <p>③倫理委員会は、ライセンス申請資格の回復につき審議・答申をする。</p> <p>④理事長が審議の上、ライセンス申請資格の回復につき決定をする。</p>	<p>出する。</p> <p>②理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会<u>委員長</u>に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。</p> <p>③倫理委員会は、ライセンス申請資格の回復につき答申をする。</p> <p>④理事長が審議の上、ライセンス申請資格の回復につき決定をする。</p>
2 (省略)	2 (省略)	
3 (省略)	3 (省略)	

(新設)	4 <u>前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認める場合には、制裁規程第6条第1項2号に基づくライセンス無期限停止の解除または第7条第1項2号に基づくライセンス申請資格の回復に係る諮問を審議するため、倫理委員会の会議を招集することができる。この場合、倫理委員会は、委員長の会議の招集を受けた後、すみやかに審議を行い、答申をする。</u>
(新設)	5 <u>第4条の定めにかかわらず、第1項および第4項後段の審議は、委員長および全ての委員による書面、電磁的方法その他会議以外の方法により行うことができるものとする。</u>

倫理委員会規程

第1条（趣旨）

本規程は、定款第48条第4項に基づき、倫理委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

第2条（倫理委員会の組織および委員）

1 倫理委員会は、委員長および4名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、倫理委員会を代表し、議事その他の会務を主宰するものとし、法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授またはそれに準ずる者）でなければならない。
- 3 委員長および委員は、ボクシングに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 4 委員長および委員は、JBC の役職員または日本プロボクシング協会の加盟ジムの役職員を兼ねることができない。
- 5 委員長および委員は、理事長が、理事会の同意を得て任命する。
- 6 委員長および委員は、非常勤とする。

第3条（委員の任期）

- 1 委員の任期は、理事長が任命の際に定めた2年以内の期間とし、再任することができる。
- 2 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条（会議および議決）

- 1 倫理委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 倫理委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議を開きまたは議決をすることができない。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- 3 倫理委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第5条（審理の非公開）

倫理委員会の審理は、非公開とする。ただし、倫理委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第6条（言語）

- 1 倫理委員会の手続および書面における言語は、日本語を使用するものとする。
- 2 当事者等が外国語を使用する場合、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については、日本語の訳文を添付しなければならない。

第7条（諮問手続）

- 1 倫理委員会は、制裁規程第5条第1項により諮問を受けたときは、すみやかに審議を行い、答申をする。
- 2 第4条の定めにかかわらず、緊急を要する場合その他特別な事情が存する場合、委員長の決定により、前項の審議を省略し、委員長が単独で答申を行うことができるものとし、この場合、当該委員長の答申を倫理委員会の答申とみなす。
- 3 委員長は、制裁規程第6条第1項2号に基づくライセンス無期限停止の解除または第7条第1項2号に基づくライセンス申請資格の回復の申請書類の回付および諮問を受理した場合には、委員長単独で当該諮問に対する答申を行うものとし、当該答申を倫理委員会の答申とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認める場合には、制裁規程第6条第1項2号に基づくライセンス無期限停止の解除または第7条第1項2号に基づくライセンス申請資格の回

復に係る諮詢を審議するため、倫理委員会の会議を招集することができる。この場合、倫理委員会は、委員長の会議の招集を受けた後、すみやかに審議を行い、答申をする。

5 第4条の定めにかかわらず、第1項および第4項後段の審議は、委員長および全ての委員による書面、電磁的方法その他会議以外の方法により行うことができるものとする。

第8条（調査期日）

- 1 倫理委員会は、事案を審議するために必要があると認めるときは、調査期日を定めることができる。
- 2 倫理委員会は、調査期日において処分対象者に対して意見を述べる機会を与えた後でなければ、次の各号の処分を答申することはできない。
 - ①制裁金
 - ②没収
 - ③ライセンスの一定期間停止（サスペンド）
 - ④ライセンスの取り消し
- 3 緊急に前項各号の処分をすべき特別の事情がある場合、前項の規定は適用しない。

第9条（調査期日の通知）

- 1 倫理委員会は、調査期日を定めたときは、その期日の14日前までに、処分対象者に対し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。
 - ①調査期日の日時および場所。
 - ②処分の原因となる事実。
 - ③調査期日に出席して意見を述べ、または、出席に代えて陳述書等を提出することができること。
- 2 処分対象者が国外にいる場合等、処分対象者に対して前項の通知をすることが困難な事情がある場合、前項の規定は適用しない。
- 3 倫理委員会は、前項の場合においては、処分対象者の代理人（クラブオーナー、マネージャー等を含む）に対して第1項の通知をしなければならない。

第10条（処分対象者による意見陳述）

処分対象者またはその代理人は、調査期日に出席して意見を述べ、または、出席に代えて陳述書等を提出することができる。

第11条（処分対象者の不出頭の場合における調査の終結）

倫理委員会は、処分対象者またはその代理人が正当な理由なく調査期日に出席せず、かつ、陳述書等を提出しない場合、その者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、調査を終結することができる。

第12条（再諮詢手続）

制裁規程第7条第3項に基づき再諮詢を受けた場合の手続については、第7条から第10条までの規定を準用する。

倫理委員会規程の改定箇所（変更箇所は、下線太字）

旧	新
第7条（諮問手続）	第7条（諮問手続）
<p>1 倫理委員会は、制裁規程第5条第1項により諮問を受けたときは、すみやかに審議を行い、答申をする。</p> <p>2 <u>前項の審議は、第4条の定めにかかるままで、委員長および全ての委員による書面、電磁的方法その他会議以外の方法により行うことができるものとする。また、</u>緊急を要する場合その他特別な事情が存する場合、委員長の決定により、審議を省略し、委員長が単独で答申を行うことができるものとする。</p>	<p>1 （変更なし）</p> <p>2 第4条の定めにかかるままで、緊急を要する場合その他特別な事情が存する場合、委員長の決定により、<u>前項の審議を省略し、委員長が単独で答申を行うことができるものとし、この場合、当該委員長の答申を倫理委員会の答申とみなす。</u></p>
(新設)	<p>3 <u>委員長は、制裁規程第6条第1項2号に基づくライセンス無期限停止の解除または第7条第1項2号に基づくライセンス申請資格の回復の申請書類の回付および諮問を受理した場合には、委員長単独で当該諮問に対する答申を行うものとし、当該答申を倫理委員会の答申とみなす。</u></p>
(新設)	<p>4 <u>前項の規定にかかるままで、委員長は、必要があると認める場合には、制裁規程第6条第1項2号に基づくライセンス無期限停止の解除または第7条第1項2号に基づくライセンス申請資格の回復に係る諮問を審議するため、倫理委員会の会議を招集することができる。この場合、倫理委員会は、委員長の会議の招集を受けた後、すみやかに審議を行い、答申をする。</u></p>

(新設)	5 <u>第4条の定めにかかわらず、第1項および第4項後段の審議は、委員長および全ての委員による書面、電磁的方法その他会議以外の方法により行うことができるものとする。</u>
------	---

以上